

<墨田区男女共同参画推進委員の概要>

資料2

●墨田区男女共同参画推進委員会の設置目的（条例第22条）

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例に基づき、男女共同参画社会の実現をめざして関係する施策を推進するため、区長の附属機関として設置しています。また、委員は、特別職の非常勤職員に位置付けられます。

●任期

令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

●内容

（1）所掌事項（条例第23条）

- ① 行動計画の策定または変更、男女共同参画社会の形成に関する重要事項について区長の諮問に応じ、調査及び審議し答申を行う。
- ② 男女共同参画施策の実施状況について、調査及び審議し意見を述べる。
- ③ その他男女共同参画に関し区長が必要と認めること。

※区では、男女共同参画推進プランに基づき、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発、男女共同参画の視点による子育て・介護等への支援の充実、職場の男女共同参画等に取り組んでおります。委員会では、こうした施策に関し、専門家としてのご意見・提案を賜りたいと思います。

（2）委員構成

学識経験者、女性団体・福祉・教育・商工・町会関係、区内に居住する方等

（3）会議回数・場所

年4回予定（5月（今回）・6月・8月・1月を予定しておりますが、開催時期については別途お知らせいたします。）

墨田区役所庁舎内会議室／墨田区吾妻橋1-23-20 又は

すみだ共生社会推進センターホール・会議室／墨田区押上2-12-7-111

（4）会議開催時間

2時間程度

※委員の皆様のスケジュールを調整し決めてまいります。

（5）会議の運営

- ・会議は、過半数を超える委員の出席がなければ会議を開くことができません。
- ・会議の議事は、出席した委員（会長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。
- ・会議は、原則公開です。

●報酬：1会議につき、会長12,000円 委員 7,500円